

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

温泉地で行った会議

Q : 当社では、この度得意先の販売担当者を熱海に招いて会議を行うことにしました。会議の後は、宴会を予定しています。熱海を選んだ理由は、交通の便や出席率の問題及び広い会場と宿泊施設が必要だったためです。この販売会議に要した費用は、全額会議費として処理してよいでしょうか。

A : 全額会議費として処理することはできません。

【解説】

製造業者等が得意先を旅行等に招待し、併せて販売会議等を開催した場合には、その会議が、会議としての実体を備えていれば、開催場所が温泉地であっても会議に通常要すると認められる費用については会議費として取り扱われます。この場合の会議に通常必要と認められる費用には、会議に関連しての飲食費、会議に出席するための往復の旅費、会議開催地での通常の宿泊費などが含まれます。

なお、会議後の懇親会のための宴会費用、会議開催地から観光地等までの旅費等観光のための費用等は、たとえ会議が主たる目的の招待であっても会議費に含まれず、交際費となります。

ちなみに、招待をかねて行う会議であっても、その会議が会議としての実体を備えていないときは、そのために要した費用は全額交際費となります。

ご質問の場合、販売会議が会議としての実体を有する場合でも、宴会費用は交際費となります。全額会議費とすることはできません。

